

電磁両立性分野の特定要求事項 VLAC-VR102:2014

発行日：2014年6月1日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル7階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合がありますので、ご注意下さい。

1. 序 文

この文書は、株式会社電磁環境試験所認定センター（以下、当社という）が、電磁両立性分野の試験所の認定のための評価基準の一部として用いるものである。本文は ISO/IEC 17025 :2005（JIS Q 17025 :2005）及び VLAC-VR101 試験所の認定に関する一般要求事項の電磁両立性試験に関わる特定要求事項について具体的な運用を行うための解釈を与えるものである。

2. 適用範囲

この特定要求事項は、電磁両立性分野の試験所、に適用する。

3. 引用規格

- (1) ISO/IEC 17025 :2005（JIS Q 17025 :2005）
- (2) VLAC-VR101 試験所の認定に関する一般要求事項
- (3) VLAC-VR103 測定のトレーサビリティに関する方針
- (4) VLAC-ISH1 認定試験所で実施する試験・測定のトレーサビリティ適用についての解釈
- (5) VLAC-VR105 測定の不確かさに関する方針
- (6) VLAC-VR106 技能試験に関する方針

以下の項番は引用規格(1)の項番と同じである。

4. 管理上の要求事項

4.1 から 4.13

特定要求事項なし。

4.14 内部監査

当社に初めて認定を申請する試験所は、申請前に1回以上の内部監査実施の実績を持つこと。但し、申請時までには内部監査の実施が困難な場合は、現地審査までに実施し、その記録を保持すること。

4.15 マネジメントレビュー

当社に初めて認定を申請する試験所は申請前に1回以上のマネジメントレビュー実施の実績を持つこと。但し、新規認定審査の申請時までにはマネジメントレビューの実施が困難な場合は、現地審査までに実施し、その記録を保持すること。

4.15.1

マネジメントレビューに於けるレビュー項目の“試験所間比較又は技能試験の結果”については VLAC-VR106 技能試験に関する方針を参照。

5. 技術的要求条件

5.1 一般

特定要求事項なし

5.2 要員

- (1) 電磁両立性試験は、電磁両立性分野固有の特殊性、専門性の知識及び経験を有すると認められた技術職員によって行なわれるか、又はその監督下で行なわれること。
- (2) 電磁両立性試験を行なう要員に対して、適用する法律・規則等で教育・訓練が要求されている場合は、それにしたがって実施すること。

5.3 施設及び環境条件

- (1) 野外試験場（オープンサイト）及び／又は代替試験場（全天候型オープンサイト、電波無響室及び電波半無響室）について、適用規格の要求に従い下記の環境条件の適合性を確保し、適切に維持すること。
 - a) 周囲反射物の影響
グラウンドプレーン上の装備品、グラウンドプレーン周囲の構築物、樹木、移動体による反射の影響。また電波吸収体の性能に起因する反射の影響。（CISPR16-1-4 参照）
 - b) 無線周波電磁環境
放送波、無線通信等の外来電磁波の密度、強さ並びに出現頻度が試験測定に与える影響の程度。（CISPR16-1-4 参照）
 - c) 大地面の反射特性
試験規格で規定する特性に適合すること。（CISPR16-1-4 参照）
 - d) サイトアッテネーション特性
試験規格で規定するサイトアッテネーション特性に適合すること。（CISPR16-1-4 参照）
特性に影響する設備の変更がなされた場合は適合性を再確認すること。
 - e) 測定系のノイズフロア（S/N 比）
測定系のノイズフロアが限度値に対し規格で要求されているマージンを確保できるように、測定器の仕様やケーブル損失を考慮すること。（CISPR16-2-1, CISPR16-2-3 参照）
- (2) 静電気放電試験を実施する施設の湿度管理
- (3) 放射電磁界イミュニティ試験施設の電界均一性
規格が規定する条件を満たすこと。電磁界均一特性に影響する設備の変更がなされた場合は適合性を再確認すること。
- (4) 試験用電源の電圧安定度、周波数安定度、突入電流容量、及び高調波歪
- (5) 音響無響室の無反射特性

5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

測定の不確かさの推定については VLAC-VR105 測定の不確かさに関する方針を参照のこと。

5.5 設備

- (1) 測定設備及び試験設備の適合性を確認するための手続き（定期校正以外に、日常の点検、使用前の点検を含む）を定めること。

(2) 測定設備及び試験設備の性能の劣化が判明した場合の処置の手続きを文書化すること。

5.6 測定のトレーサビリティ

VR103 測定のトレーサビリティに関する方針を参照。

5.6.2.1 校正

試験所自身が行う校正（内部校正）については引用規格(1)の 5.6.2.1 を適用する。

5.6.2.2.1

放射妨害波及び伝導妨害波の測定不確かさは CISPR16-4-1 を参考にして算出すること。なお、イミュニティ試験については不確かさの算出を要求しない。VLAC-VR105 参照。

5.9 試験・校正結果の品質の保証

5.9.1 b) 認定された試験所は2年以内に技能試験（試験所間比較）に参加し、その結果を試験所の品質保証に利用すること。

5.10 結果の報告

5.10.4 試験所自身が行う校正は引用規格(1)の 5.10.4 を適用する。